

○五木村特産品加工施設不用品売払い実施要領

五木村産業振興課

1 売払い物品

「別紙 売払い物品」参照

2 売払いの概要とスケジュール

見積合わせ（随意契約）により売払います。

（１）五木村ホームページでの物品公開

①期間：令和 7 年 5 月 3 0 日（金）から 6 月 1 3 日（金）まで

（２）五木村特産品加工施設不用品売払い参加希望書兼誓約書の提出

①提出期限：令和 7 年 6 月 1 3 日（金）※郵送可、6/13 必着

②提出先：五木村産業振興課

（３）物品の公開及び見積書の提出（詳細は 3 へ）

①期日：令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 9 時～午後 2 時

②場所：五木村役場大倉庫（特産品加工施設同敷地内）（以下「会場」という。）

③見積書の提出：購入希望物品があった場合は、当日会場で様式 2 「見積書兼誓約書」（以下「見積書」という。）を提出

※③味噌ミンチ機、④味噌仕込攪拌機については貸出中のため以下により現物を確認
することができます。希望者は事前に五木村役場産業振興課へご連絡ください。

・ 期間：令和 7 年 6 月 1 7 日（火）午後 1 時～午後 3 時まで

・ 場所：あさぎり町岡原農産物処理加工施設（あさぎり町岡原南 1 6 5 4 - 1）

（４）買受人の決定及び確認方法（詳細は 4 へ）

①買受人の決定：最も高い価格を見積もった者

②確認方法：令和 7 年 6 月 2 3 日（月）予定で五木村ホームページに掲載

（５）代金の支払い及び物品の引取り（詳細は 5 へ）

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）までに、代金を村へ支払い、物品を引取る

3 物品の公開及び見積書の提出 ※ 2（３）の詳細

（１）会場での物品公開及び見積書提出

①期間：令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午前 9 時～午後 2 時まで

②場所 五木村役場大倉庫（特産品加工施設同敷地内）

ア 物品の説明会は行いません。現物を会場にて確認し、現状有姿での引き渡しとなります。

イ 物品を直接確認し本実施要領に承諾した人のみ、見積合わせに参加することができます。

ウ 見積書は、村ホームページからダウンロードしてください。（印刷が困難な方は

産業振興課にて提供します)

エ 見積書の提出は、前記(1)①の期間中、会場でのみ受け付けます。それ以外の時間及び郵便、FAX、電子メール等による見積書の提出はできません。見積書は物品1個につき1枚提出してください。

オ 見積金額は、予定価格以上を見積もってください。予定価格は「別紙 売払い物品」記載のとおりで(消費税および地方消費税含む。)、見積金額は100円単位です。予定価格を下回る見積りは無効となります。

(2) 見積合わせ参加申請に必要な書類(6月20日会場に必要なもの)

① 様式2 見積書兼誓約書(見積書)(物品ごとに提出)

② 氏名、商号、代表者氏名が確認できる書面

ア 個人の場合:本人であることが確認できるものの写し(自動車運転免許証、保険証等、公の機関が発行したものに限り。)

※ 会場に複写機はありません。見積合わせの当日、氏名等が確認できる書面の写しが提出できない場合は会場への入場及び見積り合せに参加できません。

本書類の写しは、複数の物品の見積合せに参加される場合も1通で結構です。

イ 法人の場合:登記事項証明書の写し

③ 印章(はんこ):当日見積書に押印、金額以外を訂正する場合必要となります。

(3) 見積り合わせ参加資格(次に掲げる要件のすべてを満たしていること。)

① 契約を結ぶ能力を有しない方(未成年者等)及び破産者で復権を得ていない方でないこと。

② 五木村工事入札参加者資格審査格付要項に基づく指名除外措置を受けていないこと。

③ 見積日から引取日までのいずれの日においても、五木村に村税又はその延納金に滞納がない者。

④ 五木村暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員等でない者。

(4) 見積りの無効

見積り合わせ参加資格のない方の見積り及び見積り条件に反した見積りは、無効となります。

4 買受人の決定、確認方法及び契約 ※2(4)の詳細

(1) 買受人の決定

買受人の決定は、後日有効な見積書のうち予定価格以上の価格を見積もった者の中から、最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。買受人となるべき同価格の見積をした者が2者以上いる場合は、指定された日に五木村役場にて、くじによって買受人を決定します。

(2) 見積り合わせ結果の確認方法

6月23日(月) 予定で五木村ホームページに各物品の売払い金額と買受人として決定した者の整理番号を掲載します(氏名は非公表)。

ホームページを閲覧することが困難で、見積った物品の売払い決定価格、買受人として決定した者の整理番号の通知を希望される方は、返信先を記入した封筒に必要な分の切手を同封し、見積日（6月20日）に職員に渡していただければ見積対象物品の買受人決定状況を同封して返送します。

（3）契約の締結

買受希望者による見積書の提出を契約の申込み、村による買受人決定通知をもって契約の承諾（成立）とし、契約書は省略します。

（4）契約保証金

五木村規則第63条の規定により免除します。

5 代金の支払い及び物品の引取り ※2（5）の詳細

（1）代金の支払い

物品の引取前に現金で納付してください。現金以外による支払いは受け付けません。

①支払い期限：令和7年6月30日（月）午前9時～午後3時まで

②納付場所：五木村会計室

（2）物品の搬出

代金支払い後、前記5（1）の期間中に搬出してください。

（3）物品の引取にかかる注意事項

物品は現状引き渡しとし、①搬出の作業中に破損した場合②引渡し後の不調や故障等についての返金、補償③物品の返品等は一切受け付けません。引き渡しは会場にて行い、運搬等の一切の費用および手続きは買受人の負担となります。

6 その他

（1）古物営業法第2条第2項第1号又は第2号に該当する者が、転売目的で購入する場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は五木村が所有していた履歴が明らかとなる表示類等を抹消すること。

（2）売払い対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

7

問い合わせ先

〒868-0201 五木村甲 2672-7

五木村産業振興課農業振興係 担当：数山^{すやま}、湊田

電話 0966-37-2247